

## 平成29年度福岡市営渡船事業特別会計予算案

平成29年度福岡市の市営渡船事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,440,783千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成29年2月24日提出

福岡市長 高島 宗一郎

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
(1) 事業収入		千円 362,465
	1. 事業収入	362,465
(2) 使用料及び手数料		43,809
	1. 使用料	43,809
(3) 国庫支出金		149,836
	1. 国庫補助金	149,836
(4) 県支出金		31,862
	1. 県補助金	31,862
(5) 財産収入		23
	1. 財産運用収入	23
(6) 繰入金		605,717
	1. 一般会計繰入金	605,717
(7) 繰越金		1
	1. 繰越金	1
(8) 諸収入		3,070
	1. 納付金	174
	2. 保険料収入	388
	3. 雑収入	2,508
(9) 市債		244,000
	1. 市債	244,000
歳入合計		1,440,783

歳 出

款	項	金 額
(1) 総 務 費		千円 794,755
	1. 総 務 管 理 費	794,755
(2) 事 業 費		631,247
	1. 事 業 費	631,247
(3) 公 債 費		14,681
	1. 公 債 費	14,681
(4) 予 備 費		100
	1. 予 備 費	100
歳 出 合 計		1,440,783

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
予 備 船 建 造	平 成 30 年 度	<div style="text-align: right;">千円</div> <div style="text-align: right;">396,134</div>

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
船舶整備費 船事業	千円  24,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。</p> <p>起債時期は平成29年度とする。</p> <p>ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り越して発行又は借り入れることができる。</p>	<p>9.0以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に元利金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。</p> <p>ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。</p> <p>なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。</p>
渡船施設整備費 船事業	220,000			